



危機管理マニュアル

Ver.20180219

平成30年2月
沖縄県立看護大学

目 次

I 緊急事故等に対する対応	1
1 平日における緊急事故等に対する対応	
2 緊急、事故発生時の際の基本的な処理	
3 休日における緊急、事故等に対する対応	
II 不審者侵入への対応	5
1 不審者侵入時の対応及び緊急、連絡体制	
2 不審者侵入発生時の際の基本的な処理	
3 危害発生時の対応	
III 来訪者への対応	8
1 基本方針	
2 配慮事項	
3 窓口での対応	
4 不審者の侵入を防止するためにできる事項	
IV 台風への対応	9
1 台風時の対応(職員)	
2 台風時の授業、実習等について	
V 火災や地震・津波への対応	10
1 目的	
2 火災時の対応	
3 地震時の対応	
4 津波警報発令時の対応	
5 防災教育及び訓練	

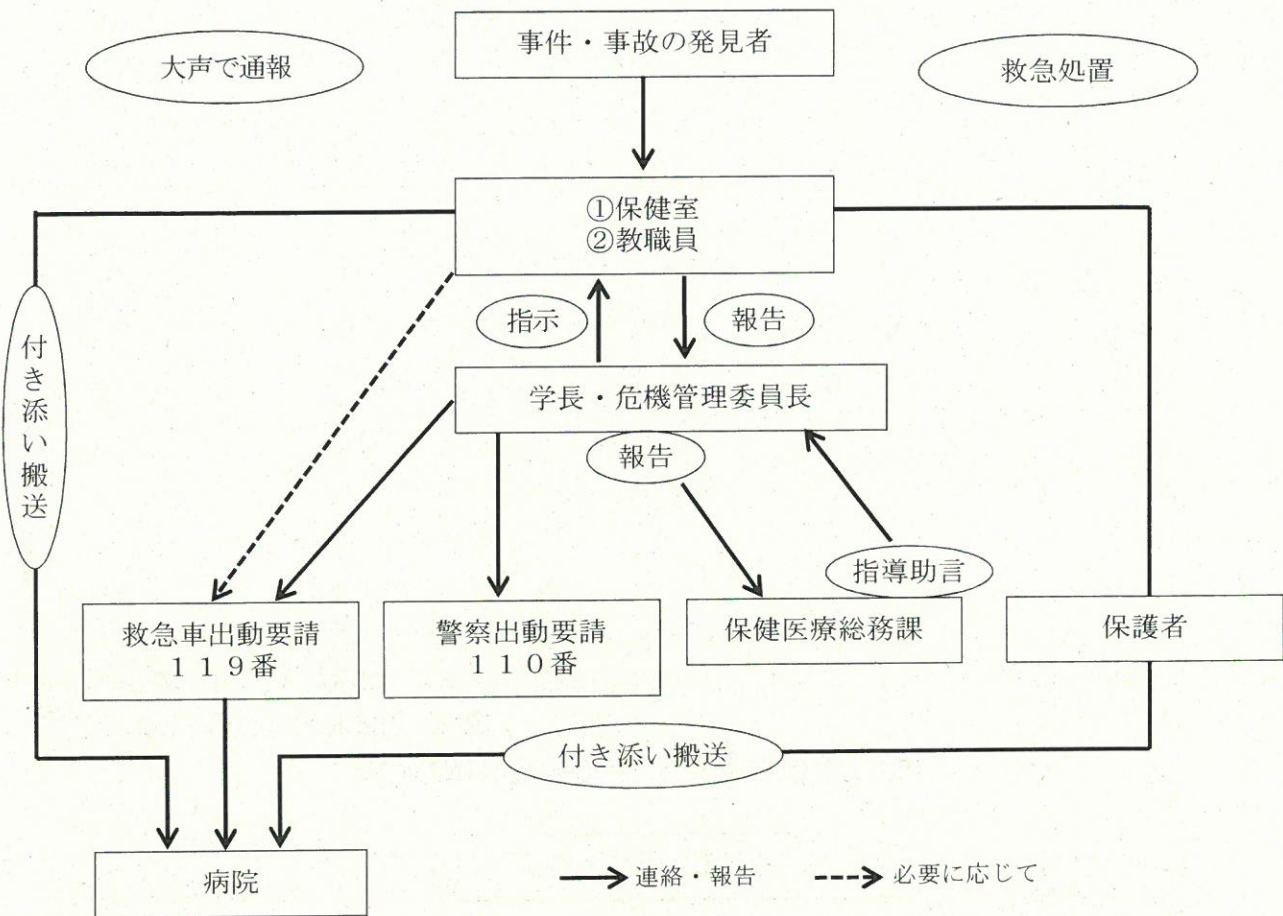
【参考資料】

1. 防災組織図	1
2. 教室配置図及び避難経路	2
3. 沖縄県立看護大学消防計画	11
4. 防火管理者、防火担当責任者及び火元責任者	17
5. 台風の襲来による事故発生の防止のための措置について(通知)	18

I 救急事故等に対する対応

1 平日における救急事故等に対する対応

事件事故等発生時の対応及び緊急連絡体制(平日)



危機対策本部				
総務班 本部長 (学長)	教務班 看護学部長	学生班 学生部長	図書館班 附属図書館長	事務局班 事務局長
<ul style="list-style-type: none"> 各班の総括 被害状況の把握 必要な対策の決定 各班への指示 危機情報の分析 休校等の決定・解除 その他 	<ul style="list-style-type: none"> 教員の安否確認 非常勤職員等へ連絡 講義・実習等の中止及び再開等 休校期間中の学生の出席取扱い等 休校による補講等 その他教務に関すること 	<ul style="list-style-type: none"> 学生の安否確認 学生への情報発信 援助・支援の必要な学生への対応 休校期間中の学生に対する生活指導及び相談等 その他学生に関すること 	<ul style="list-style-type: none"> 図書館職員の安否確認 利用者の安否確認 図書館の被害状況の把握 利用者への情報発信 休校期間中の図書の返却等 その他図書館業務に関すること 	<ul style="list-style-type: none"> 事務局職員の安否確認 危機の情報収集等 敷地・建物・設備・ライフラインの被害状況の把握 関係機関との連絡調整 報道機関への情報提供 保安要員の配置等 必要な物品の調達 その他

2 救急、事故発生時の際の基本的な処理

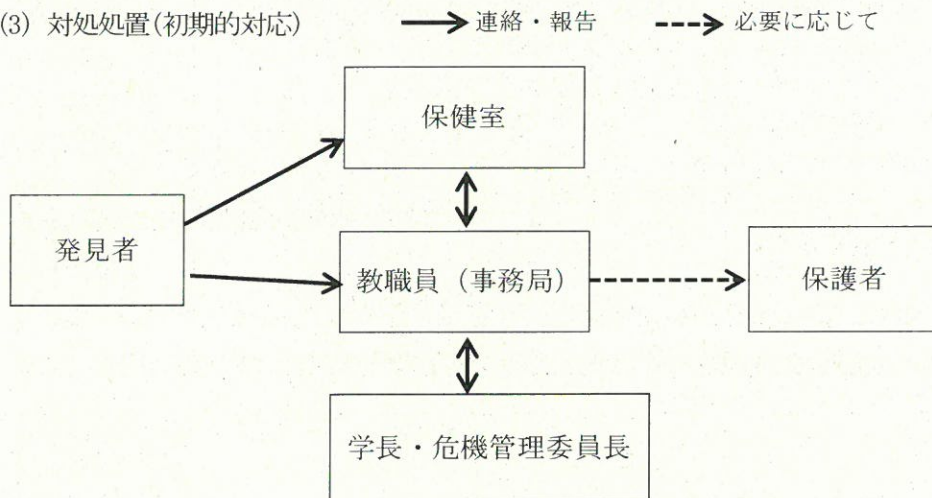
(1) 対処方法

事故（事件含む）が発生した場合、迅速かつ適切な対応が必要である。日常的に緊急体制が有効に機能するよう、予め定められた各教職員の役割や手順、また適宜必要な機能を起動させるようにする。

(2) 配慮事項

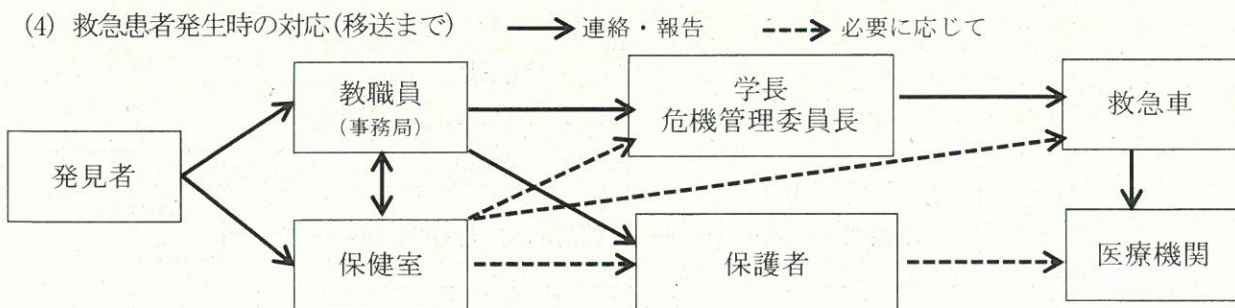
- ① 発見者による迅速な応急処置手当、保健室等の指示を受け可能な応急措置を行う。
- ② 負傷の程度により、医療機関、保護者と連絡を取り合う。
- ③ 保護者に引き渡すまで、負傷者に付き添う。
- ④ 事故(事件含む)の発生状況や緊急対応措置等について正確に記録しておき、医師や保護者、警察や保健医療総務課等関係機関への説明、報告書の作成及び今後の事故発生防止対策の資料とする。
- ⑤ 情報を整理し、外部に誤解を招かないよう外部機関等への対応については、窓口を一本化する。

(3) 対処処置(初期的対応)



- ① 事故発見者は、迅速に応急処置及びその場の教職員に支援を呼びかける等最大の努力をほらう。その際、傷病者を決して1人にせず、時間確認等をする。
- ② 保健室でできる範囲内の応急手当でよい場合は、保健業務専門員または教員で行い、教室へ帰す。
- ③ 処置後、授業が受けられない場合は、担当教員と相談の上、帰宅させる。一人で帰宅できない学生は、事務局職員が保護者に連絡をとり大学に引き取りに来てもらう。その際、保健業務専門員又は教員が家庭での処置等について助言する。

(4) 救急患者発生時の対応(移送まで)

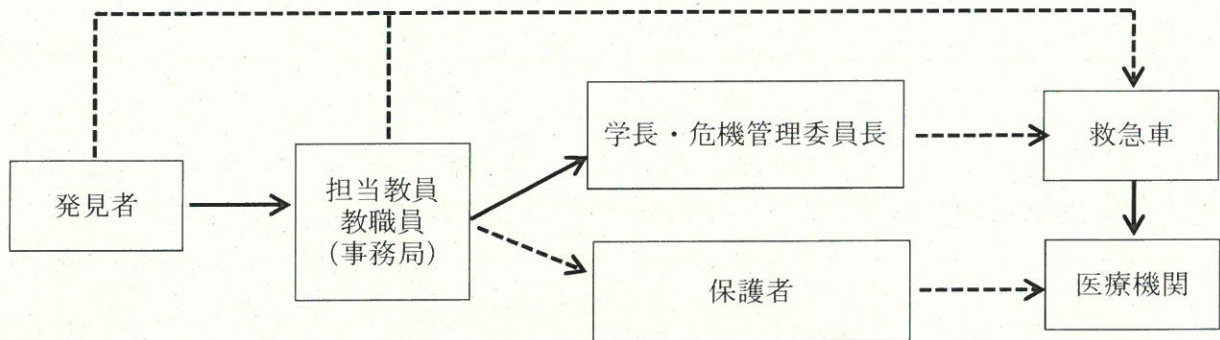


- ① 救急車を依頼するか、または保護者に移送を依頼するか、その判断は可能な限り複数で行うようにする。救急車で移送する際は、可能な限り保護者の希望する医療機関の有無の確認を行う。また、その際、

保健業務専門員、担当教員または関係職員が付き添うものとする。

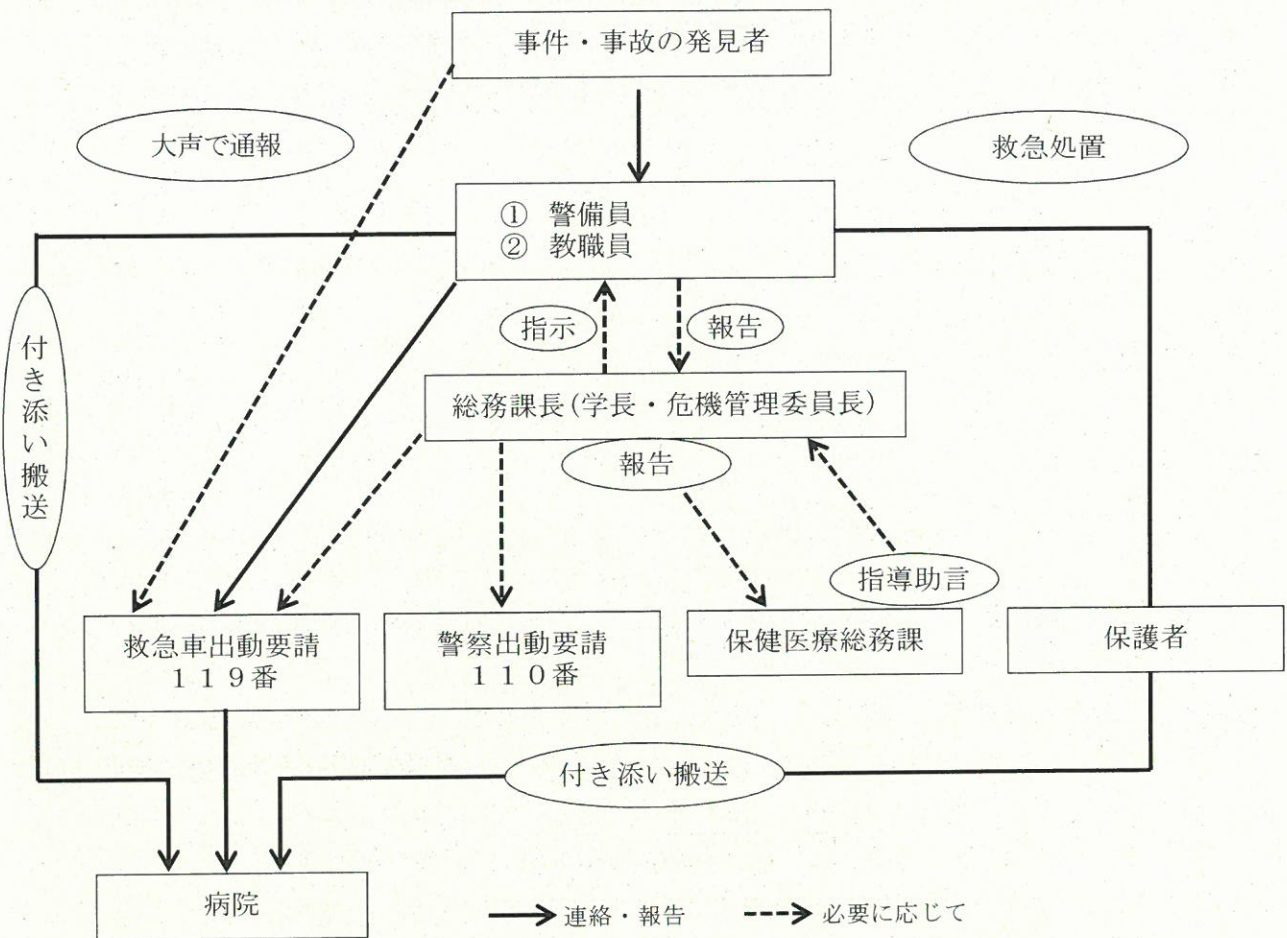
- ② 上記による移送が不可能な場合は、担当教員または関係教職員が移送する。
- ③ さらに、前記が不可能な場合は、学長又は危機管理委員長が他の職員へ依頼する。

(5) 保健室不在の際の救急処置 → 連絡・報告 - - - → 必要に応じて

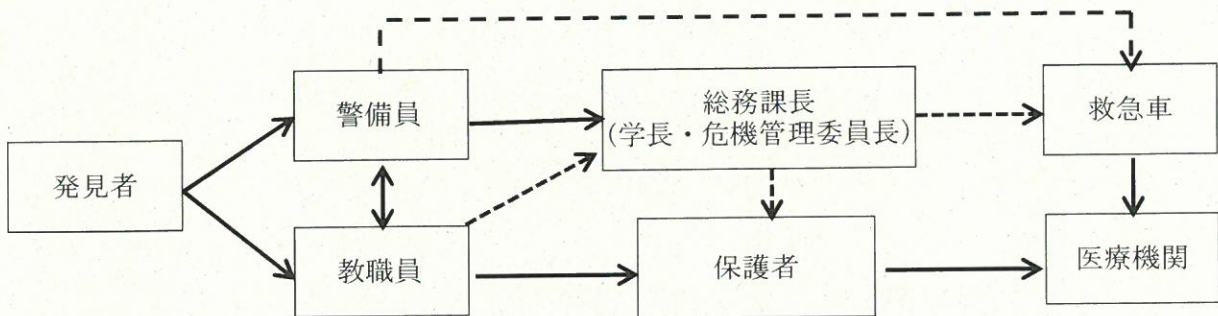


- ① 大学でできる範囲の応急処置でよい場合、発見者は、担当教員または教職員に連絡し、保健室で処置を行う。
- ② 帰宅させる必要がある学生が出た場合は、保健室で休養させ、事務局職員は保護者へ連絡し、大学まで引き取りに来てもらう。その際、担当教員または教職員が付き添うものとする。
- ③ 医師の処置および診断が必要な場合は、事務局職員が保護者へ連絡し、前記(4)の方法によって医療機関へ移送する。その際、担当教員または関係教職員が付き添うものとする。
- ④ 救急処後は、速やかに、学長・危機管理委員長に連絡するものとする。

3 休日における救急事故等に対する対応



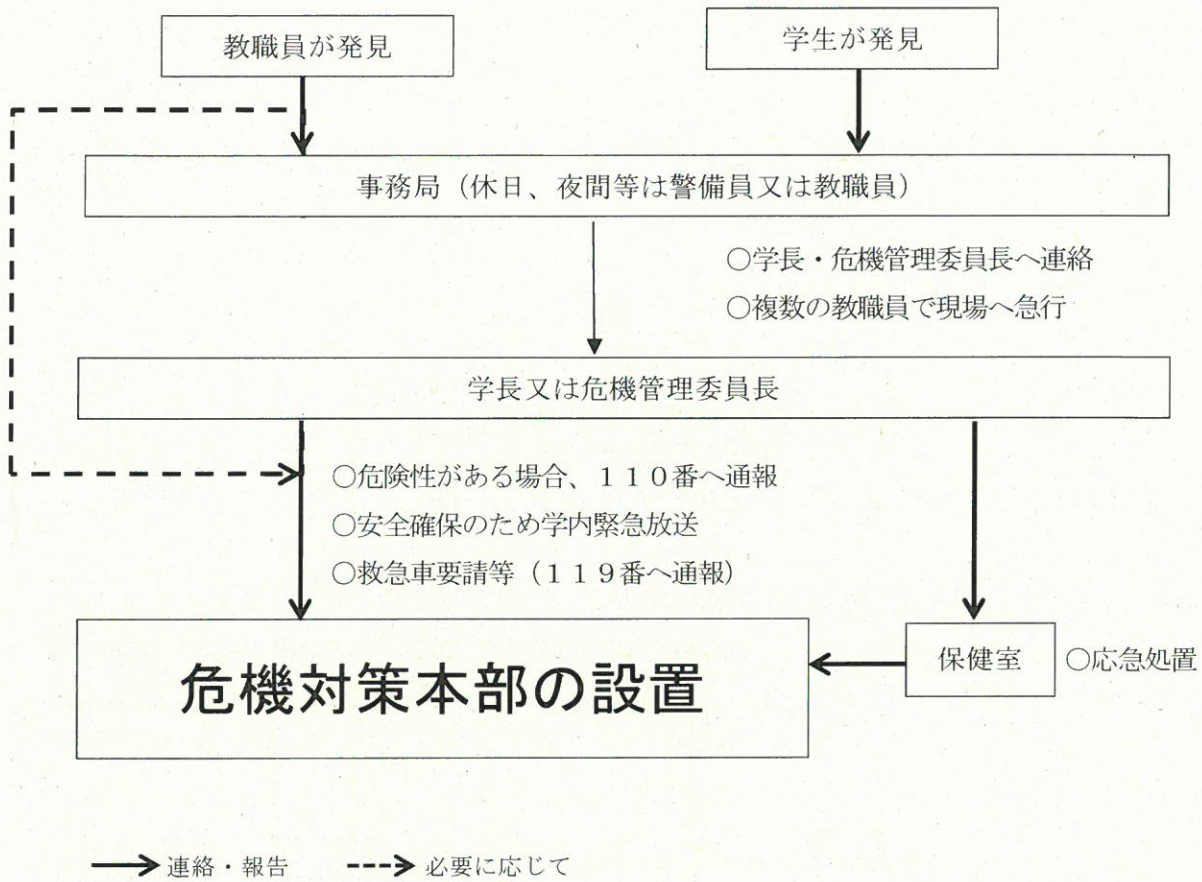
(1) 事故による負傷や疾病等に緊急事態が出た場合、その場にいる教職員または関係者は速やかに適切な処置を行うと同時に、警備員又は他の教職員に連絡し協力を得る。



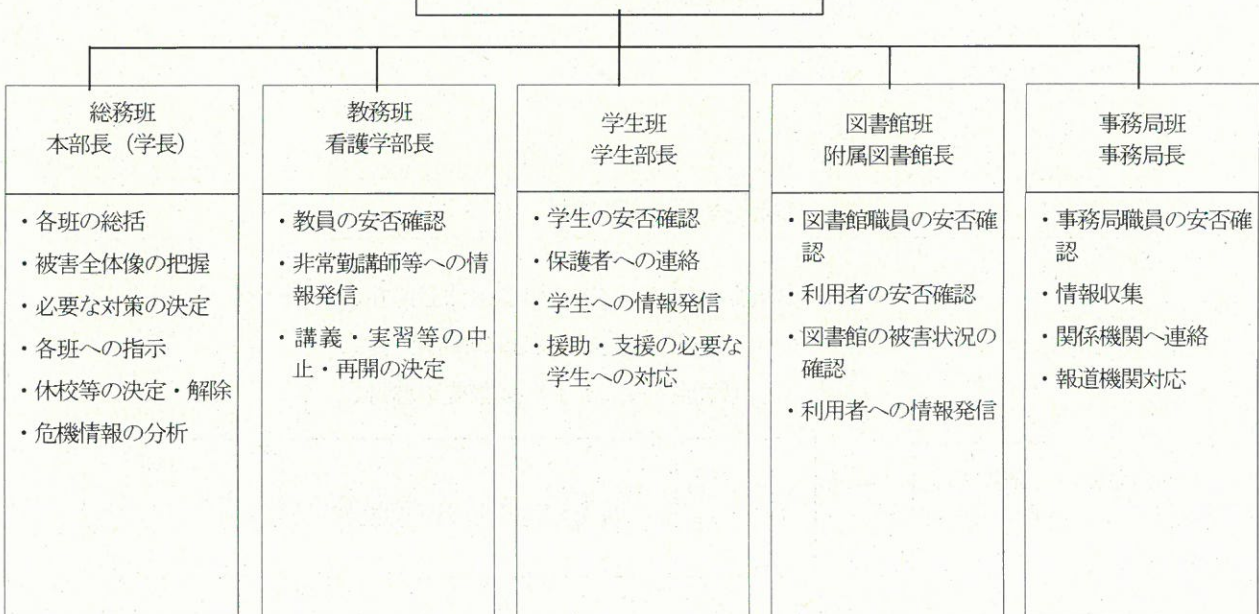
- (2) 緊急に医師の手当てを要すると思われる場合は、救急車を要請し、医療機関に送る。その際、関係教職員が付き添うものとする。
- (3) 治療を要する場合は、保護者(または保証人)に連絡して大学または医療機関に来てもらうか、または教職員が医療機関で受診させて保護者(または保証人)に引き渡す。
- (4) 事故発見者は又は発見者から報告を受けた教職員は、事故発生状況を総務課長(学長・危機管理委員長)、保健業務専門員に報告する。

II 不審者侵入への対応

1 不審者侵入時の対応及び緊急連絡体制



危機対策本部の役割分担



2 不審者侵入発生時の際の基本的な処理

(1) 対処方針

日頃から非常勤を含む教職員は名札を着用し、しばらく学内に滞在する関係者にも「来訪者」の名札をつけてもらい、不審者との区別をつける。

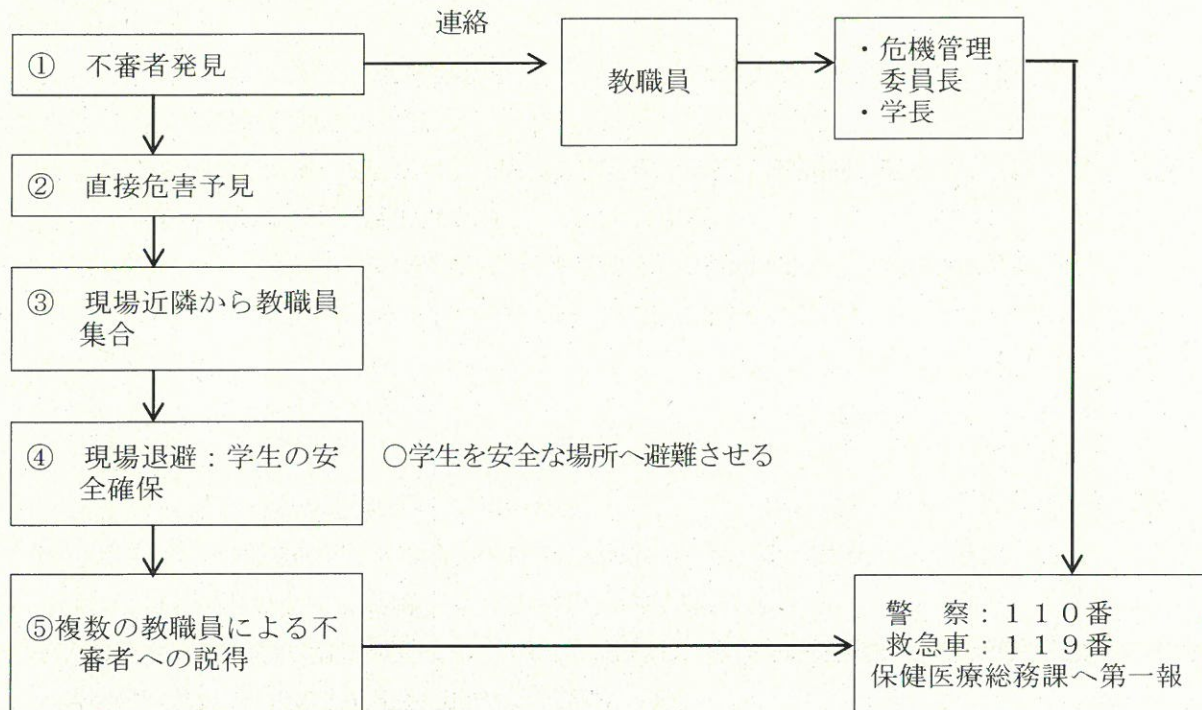
不審者侵入が発生した場合、迅速かつ適切な対応が必要である。日常的な安全確保、緊急時の対応が予め定められた役割や手順のとおり効果的に起動させるようにする。

オープンキャンパス、大学祭等の行事では、不特定多数の来訪者がおり、その中には不審者が混じっている可能性がある。その不審者による不慮の事故、事件を未然に防止するため、教職員が学内のパトロールを行う。

(2) 配慮事項

- ① 日常的に来訪者に対する適切な対応等に努める。
- ② 不審者侵入に対する初期対応、危害発生時の職員の役割、手順等を定める。
- ④ 警察、消防署等関係機関への通報、保護者への連絡体制等を整備する。
- ⑤ 事件の発生状況や緊急対応措置等について正確に記録し、警察や保健医療総務課等関係機関への説明、報告書の作成及び今後の事故発生防止対策の資料とする。

(3) 対処処置(初期的対応)



(4) 具体的対応

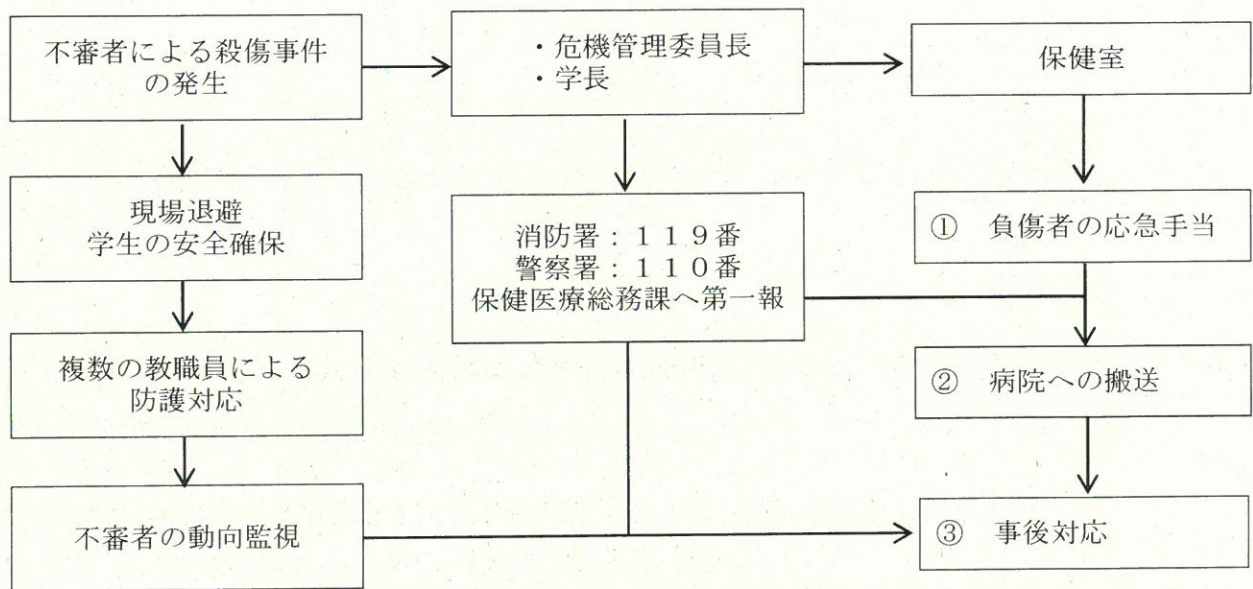
- ① 不審者がどうかを見極める。正当な理由がなければ、退去求める。
- ② 危害を加えるおそれはないか。再び退去を求める。
- ③ 教職員へ緊急連絡、隔離・通報する。(暴力行為の抑止と退去の説得、110番通報、別室へ隔離、関係機関への連絡等)
- ④ 学生の安全確保を図る。(学生への周知、学生の掌握、避難誘導等)

⑤ 複数の教職員で対応する。(暴力の抑止と被害拡大の防止、移動阻止、教職員の役割分担と連携、警察による保護・逮捕等)

(5) 不審者の見分け方

- ① 声かけ等により身元の確認をする。(用件が答えられるか。身元が答えられるか。)
- ② 用務先への確認を行う。(アポイントがあるか等)
- ③ 凶器や不審物を持っていないかを確認する。
- ④ 不自然な行動や暴力的な態度は見られないかを確認する。

3 危害発生時の対応



(1) 具体的対応

- ① 不審者による被害が発生した場合、学生の安全確保、組織的に防御を行うとともに、救急隊が到着するまで負傷者への応急手当を実施する。(速やかに119番、110番通報、被害者への心のケア等)
- ② 保健業務専門員または教職員は負傷者に付き添い、病院へ搬送する。
- ③ 事後の対応や措置をする。(学生の心のケア、情報の整理、保護者等への説明、事故報告書の作成、教育再開準備、再発防止対策等)

Ⅲ 来訪者への対応

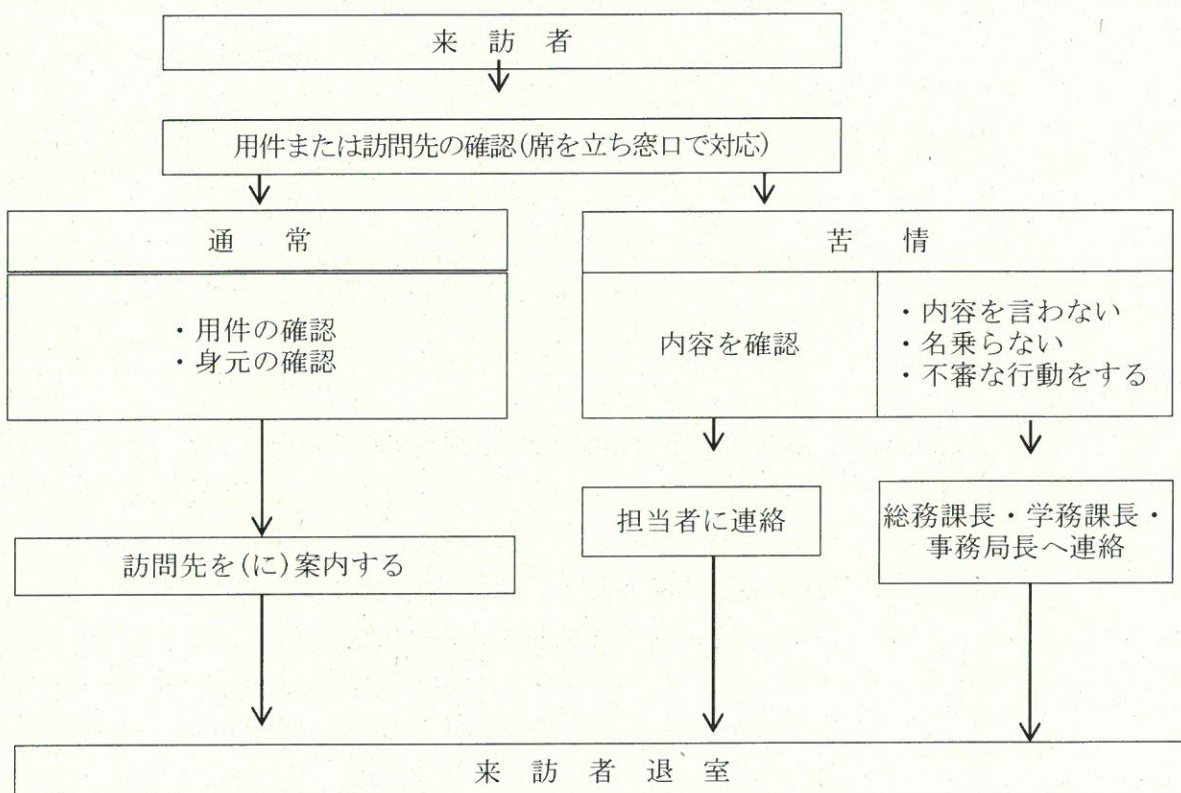
1 基本方針

大学への来訪者は、大学や学生等を支える協力者である等の認識を踏まえ、相互の信頼関係を構築しつつ、学生等の安全確保を図る。

2 配慮事項

- (1) 校門、建物への出入り口等に立看板等による案内・指示、入口や受付の明示を図る。
- (2) 事務局、学長室、研究室、各教室等の分かりやすい表示案内を行う。
- (3) 来訪用件の確認等事務局での適切な対応に務める。
- (4) 来訪者への声かけ等による身元確認など、外部からの人の出入りの確認を行う。

3 窓口での対応



4 不審者の侵入を防止するためにできる事項

問題点	対策
建物の構造上、校内に入りやすい	・昇降口の一本化（看板等で来校者は事務室を必ず通すようにする）
附属図書館側から入る場合、気づきにくいことがある（不審者）	・挨拶をし、「どちらへご用ですか？」と声をかける
大学行事等による不特定多数の来校者の中に、不審者が混じっている可能性がある場合	・不審者に警備中である、警戒を喚起させるために全教職員が腕章を着用して校内を巡視・見学

IV 台風への対応

1 台風時の対応（教職員）

事 項	内 容
(1) 職員の責務	職員は、暴風警報が発令された場合であっても、ただちに特別休暇が付与されるというものではないことに留意する。
(2) 業務停止について	総務部長が、次の二つの要件を満たすことにより判断する。 ① 台風の勢力、進路、速度等を勘案し、当該区域が3時間以内に暴風域に入ることが予想されるとき。 ② 当該区域において、バスの運行が停止することが明らかなき。
(3) 業務再開について	総務部長が、次の二つの要件のうちいずれかを満たし、かつ台風の来襲による事故発生のおそれなくなったとき判断する。 ① 当該区域が暴風域外になったとき。 ② 当該区域において、バスの運行が再開されたとき、職員は速やかに出勤する。
(4) 特別休暇について	業務停止が発令された場合、特に勤務を命じられた職員以外は、特別休暇の手続きをとるものとする。出勤した場合でも同様とする。

参照：台風の来襲による事故発生防止のための措置について（通知）

昭和54年10月17日 総人第926号総務部長通知

2 台風時の授業、実習等について

- (1) 暴風警報及び暴風特別警報が発表されたときは、発表時以降の授業を休講とする。
- (2) 暴風警報が解除された場合は、次の通りとする。
 - ① 午前7時30分までに解除された場合
通常通り1時限目から授業を行う。
 - ② 午前7時30分以降に解除された場合
解除時刻の1時間後以降に開始する授業から実施する。
 - ③ ①及び②にかかわらず、公共交通機関が運行していない場合
運行再開時刻の2時間以降に開始する授業から実施する。
 - ④ 15時以降に解除になった場合は、授業は行わない。
 - ⑤ 実習の場合は、領域責任者が実習指導教員及び実習施設の実習責任者と合議のうえ、現地状況に応じて実習開始を判断する。
 - ⑥ 自宅から大学または実習施設までの所要時間や交通経路の状況により開始時間に間に合わない場合や危険な状況が継続している場合、学生は大学学務課（実習の場合は実習指導教員）に連絡すること。
- (3) 大雨特別警報が発表された場合の授業の取扱いは次の通りとする。
 - ① 大雨特別警報が大学所在地を含む地域に発表された場合
学長の判断により授業を休講することができる。
 - ② 大雨特別警報が実習施設を含む地域に発表された場合の実習について
領域責任者が実習指導教員及び実習施設の実習責任者と合議のうえ、現地の状況に応じて判断
 - ③ 大雨特別警報が発表された地域に学生が滞在している場合

学長は学生が授業への出席が困難または危険と判断したときは、欠席としては扱わないことができる。

(4) 休講となった授業の補講について

警報発表により休講となった授業については、別途開講する。

参照：暴風警報、暴風特別警報及び大雨特別警報発表中の授業の取扱いについて（申し合わせ）

V 火災や地震・津波への対応

1 目的

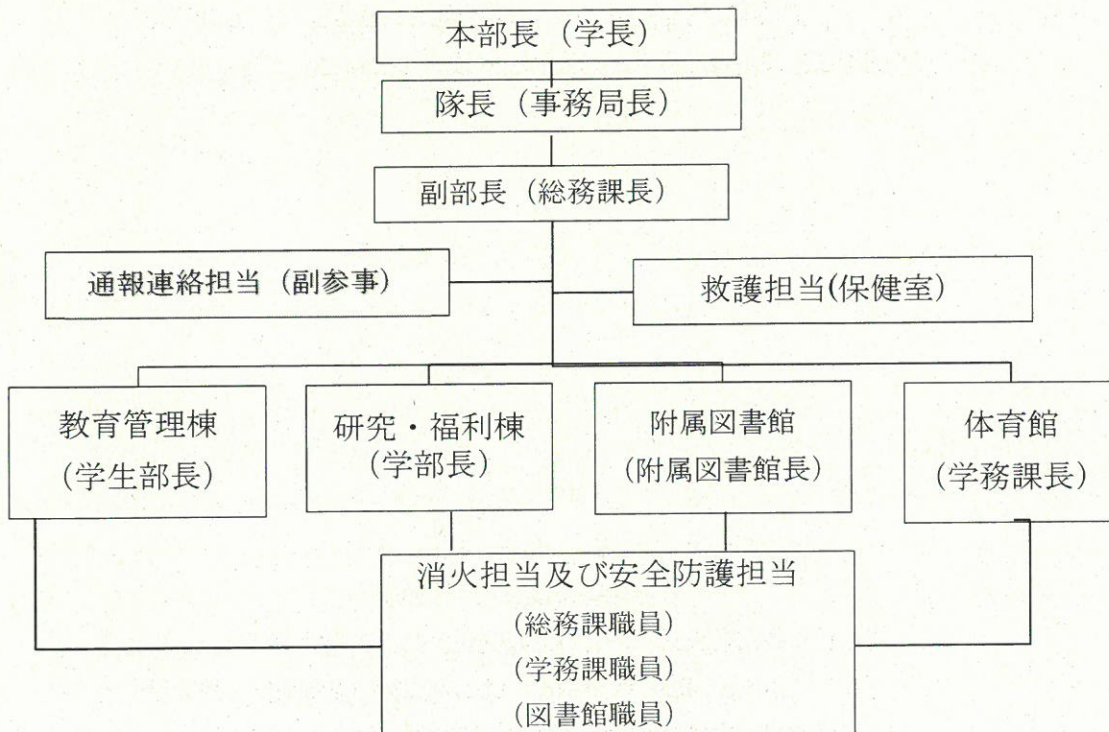
消防法第8条に基づき、沖縄県立看護大学における防災管理業務について必要な事項を定めて、火災や地震・津波、その他による災害を予防するとともにこれらの災害に日頃から備える。

2 火災時の対応

(1) 防火管理者は総務課長とし、次の係をおく。

- ① 通報連絡係：(通知)消防機関に対する通報とその確認。
(連絡)学内への出火の報知、消防隊への情報提供。
関係機関等への連絡に当たる。
- ② 消火係：火災時において、消火機器等を操作し、消火作業等を行う。
- ③ 避難誘導係：出火時及び震災時における生徒の誘導にあたる。
- ④ 防護措置係：消防隊の誘導及び消防活動の障害物の除去等にあたる。

(2) 組織(別紙資料参照)



(3) 避難場所 構内中庭

3 地震時の対応

日頃から書棚等の転倒防止策を講じたり、重たい物を棚の上に置かないようにする。

(1) 地震発生時の対応

① 教職員の直接管理下(授業、サークル活動中等)で地震に遭遇した場合

ア 学生の行動

教室では、即座に机の下にもぐり、落下物等から身を守るとともに火気使用器具の始末を行い、出入り口を確保する。机の下にもぐれない場合は椅子等で頭部保護する。

体育館では、窓ガラスから離れ、天井からの落下物に気をつける。

イ 教職員の行動(授業担当者等)

学生を机下にもぐらせて、両手で机の脚をしっかりとつかませ、頭を保護するように指示する。また、緊急事態に遭遇して学生がパニックに陥ることが考えられるため、パニック状態の防止に努める。揺れがおさまったら、学生の安全を確認し、火元の消火確認や避難路として出入口を確認する。避難開始の指示があった場合は、学生の混乱を防止し、避難場所へ誘導する。

ウ 管理者・事務局職員

揺れがおさまった後に緊急放送をする。学生の安全確保、避難路の確認、火の元の消火を教職員に向けて指示する。緊急放送ができない時は、拡声器の利用等別の手段も準備しておく。

② 教職員の間接的な管理下(休み時間、始業前、放課後等)で地震に遭遇した場合

学生は、個人もしくはグループで校舎内外に分散している状況が多い。教室などでは、机の下にもぐる。校舎外、体育館内では、ガラスの飛散などが考えられるので校舎等には近づかないなど主体的な判断による対応ができるように指導しておく。

③ 実習先等で遭遇した場合

実習先等は、大学とは違う学習環境で行われるため、学生の精神面等では平常でないことが予想される。また、実習先等では、大学にはない設備や物品があったり、教職員以外の人の指示に従って学習したりすることが数多くあり、このような場面で地震に遭遇した場合は、実習指導教員及び実習施設の実習責任者の判断に従い、速やかに安全な場所に移動させる。海岸にいる場合は、津波、山間部にいる場合は山崩れや崖崩れが起きる可能性があるため、速やかに安全な湯所に避難させる。どのような状況で遭遇しても、学生の人数を確認し、安全な場所へ避難誘導することを優先させる。また、実習先から学長、事務局長、領域責任者または引率以外の教職員へ状況を速やかに連絡する。

④ 登校、下校途上で遭遇した場合

学生の登下校中に地震が発生した場合、学生が自分で瞬時に安全のための行動を選択し、実践することが求められる。このようなことから、平素より様々な災害を想定した上で、安全確保するための行動シミュレーションについて指導し、考えさせておく。

実際に遭遇した場合、まず、カバンや持ち物で自分の頭を保護する、次に建物、塀、崖下、川岸等からすぐに離れる、自動車は、思わぬ動きをするので離れる等の指示をしておく。

(2) 地震発生後の対応

避難を開始するにあたっては、学生の掌握を第一に考えなければならない。けが人の有無についての情報や、身体に障害のある学生の避難確保等、学生全員を掌握し、避難を開始することが肝要である。

また、次の点に対して、どの場合にも共通する事項である。

- ・学生や教職員が、けが等をした場合は、他に優先して応急手当をする(応急手当は、けがの程度が重い者や避難に支障がある者を優先して行う)。
- ・必要に応じ、救急車の手配をする(救急車の手配が不可能な場合も想定し、自力で搬送可能な近隣病院を把握しておく)。
- ・主管課(保健医療総務課)やその他関係機関に被害状況等を報告する。
- ・電話等が非常に使用しにくくなることが想定されるので、あらかじめ電子メール、災害用伝言ダイヤル、災害時優先電話など複数の通信手段を検討しておく。
- ・下校の可否は、地域の被害状況により判断する。
- ・学生は、保護者に引き渡す。学生の安全確保に努める。交通機関がマヒしている場合は、大学で保護するなどの対応を行う。地域の住民が避難してくることが予想されるため、学生の保護エリアとは別に、住民の保護エリアを設定し、混乱を避ける。

① 校舎・建物の被害状況ごとの対応

ア 災害が発生した場合(「2 火災時の対応」に則り行う)

- ・学生を構内中庭等安全な場所に避難させる。
- ・火災発生場所を認知したら、他の教職員に通報し、初期消火に務める。また、最適な避難経路を選び、避難場所に誘導避難させる。
- ・停電等で放送設備が使用不能となった場合、非常放送設備を使用する。また、ハンドマイク等を使用する。
- ・避難が終わったら、直ちに教職員は、学生の掌握やけがの程度等を確認する。

イ 建物が損壊した場合

- ・建物が損壊するような地震の場合は、学生の精神状態に平常さが欠けてしまうことが予想される。また、けが人が多く発生されることも予想されるので、次の事項に留意する必要がある。
- ・火災が発生しなければ、学生の人員(名前)やけがの程度等を確認し、二次災害に備え、教職員の誘導のもとに安全経路を確認し、順次避難場所に避難誘導させる。
- ・建物が損壊している場合は、ガラスの破片が飛散していることが多い。また、避難中に余震等により、割れたガラスが落下するといった危険性も考慮しておく。
- ・校内を巡視して、天井落下、壁の剥離、階段の崩壊等の被害を確認する。

ウ 建物が損壊した場合

被害状況が著しいので、生徒の安全確保のため大至急、脱出避難しなければならない場合、次の事項について前もって留意しておく。

- ・本部長(学長)は、状況を判断し、必要に応じて速やかに避難させる。
- ・学生を脱出避難させるにあたっては、その場にいる授業担当者の判断にゆだねられる場合が考えられる。けが人がいる場合は、けがの状況を見極めながら早急に安全な場所に避難させる。
- ・避難状況の把握を行う。複数の教職員で校舎内の巡視をするが、目的は残留している学生の救出等とし、施設の被害状況の把握は、最終的には専門家にゆだねる。
- ・ガラスは、建物の高さの1/2の距離まで飛散する可能性がある。校舎の高さを確認し、校舎に隣接する場所等構内の危険箇所を把握しておく。

エ 建物に異常なし

・授業担当教員等は、通報連絡担当からの避難指示を待つ。

② 教職員の対応

- ・避難していない学生や教職員の捜索や救出、救護等にあたる。
- ・避難した学生の安全確保とけが等の応急処置にあたる。
- ・臨時休校したときは、保護者と連絡をとり、引き取りの依頼をする。引き取れない場合も学生の状況などを保護者へ連絡する。
- ・火災の場合は、初期消火に努める。火災がなければ、被害状況の把握に努める。
- ・主管課（保健医療総務課）への報告や指示、市町村警察署・消防署等と連携して、情報収集に努める。

(3) 避難所としての対応

本学は、平成29年4月24日付けで那覇市と「災害時における避難所等施設利用に関する協定書」を締結しており、体育館を利用させることになっているが、対応は那覇市が行う。

災害が発生した場合や、警戒宣言が発令された場合などの緊急時には、避難所として指定の有無に関わらず、住民等が大学に避難してくることが予想される。避難者に対して適切な対応ができるように、避難対策に従って計画を定める。

① 学生が在籍している場合

学生の在籍中に発災した場合は、学生の安全を第一に対応し、被害の状況等を踏まえながら本部長（学長）の指揮監督のもと、教職員は避難所の運営に協力する。

② 学生が在籍していない場合(夜間・休日)

学生が在籍中に発災した場合と異なり、教職員は、主として避難所の運営に協力することが可能となる。なお、夜間・休日等の勤務時間外に発災した場合には、教職員の参集に時間を要し、避難所の運営に係る業務に対応可能な教職員が限定されたものにならざるを得ない可能性もあることを考慮する必要がある。緊急時の教職員の招集体制を教職員緊急連絡網で定める。

4 津波警報発令時の対応

- (1) 本校は、海拔約11m、最短の海岸までの距離が3.3kmの位置にある。
- (2) 津波警報発令時は、発令が解除されるまで、本学屋上で待機させる。
- (3) 学生を帰宅させる場合は、その地域の被害状況を確認し、安全を確認した上で行う。

5 防災教育及び訓練

(1) 防災教育

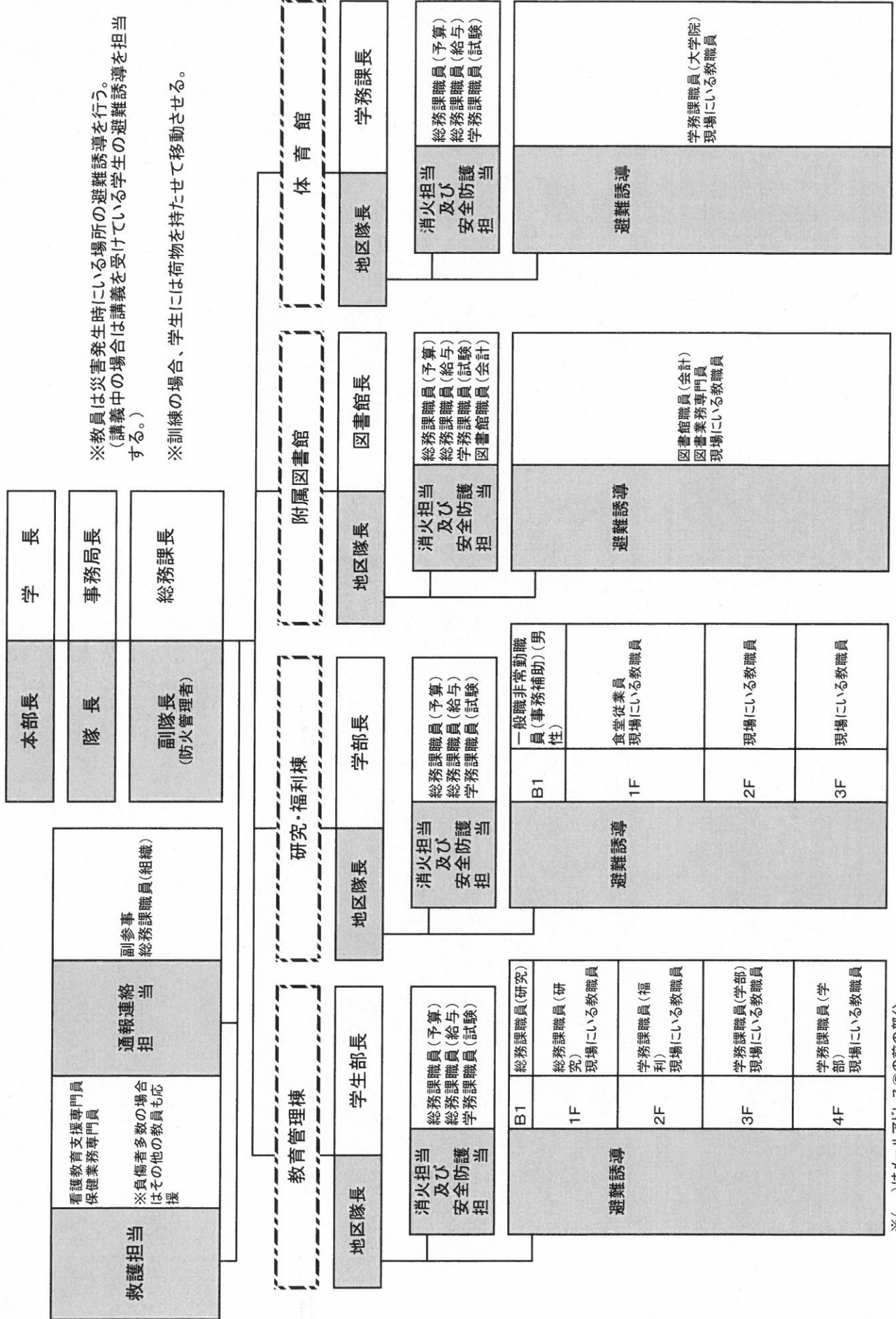
- ① 教職員に対する年1回以上の研修
- ② 消防計画の周知徹底
- ③ その他火災予防上必要な事項

(2) 防災訓練

通報、消火、避難、誘導の総合訓練を行う。

【參考資料】

沖縄県立看護大学自衛消防隊組織図

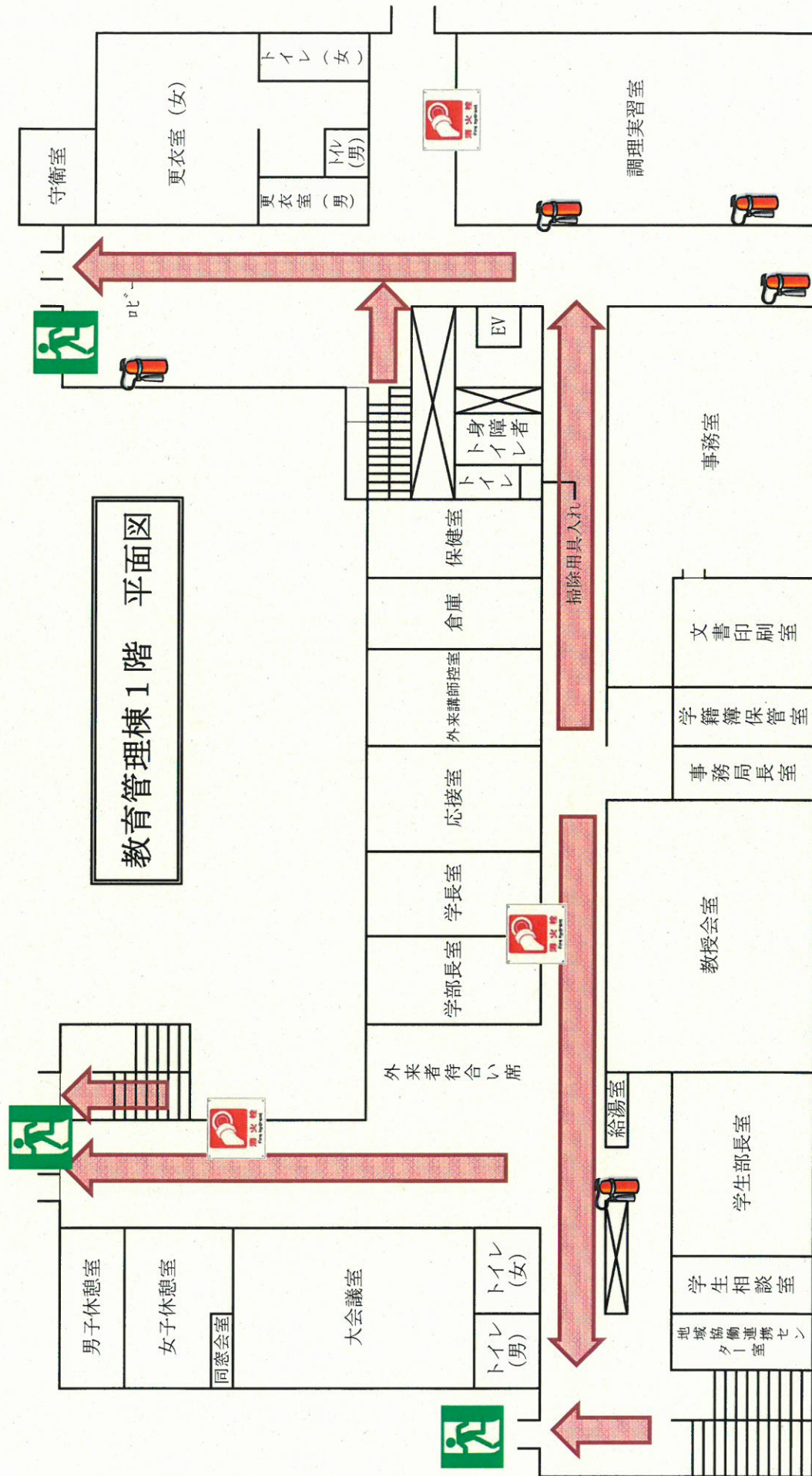


※教員は災害発生時における場所の避難誘導を行う。
 (講義中の場合は講義を受けている学生の避難誘導を担当する。)

※訓練の場合、学生には荷物を持たせて移動させる。

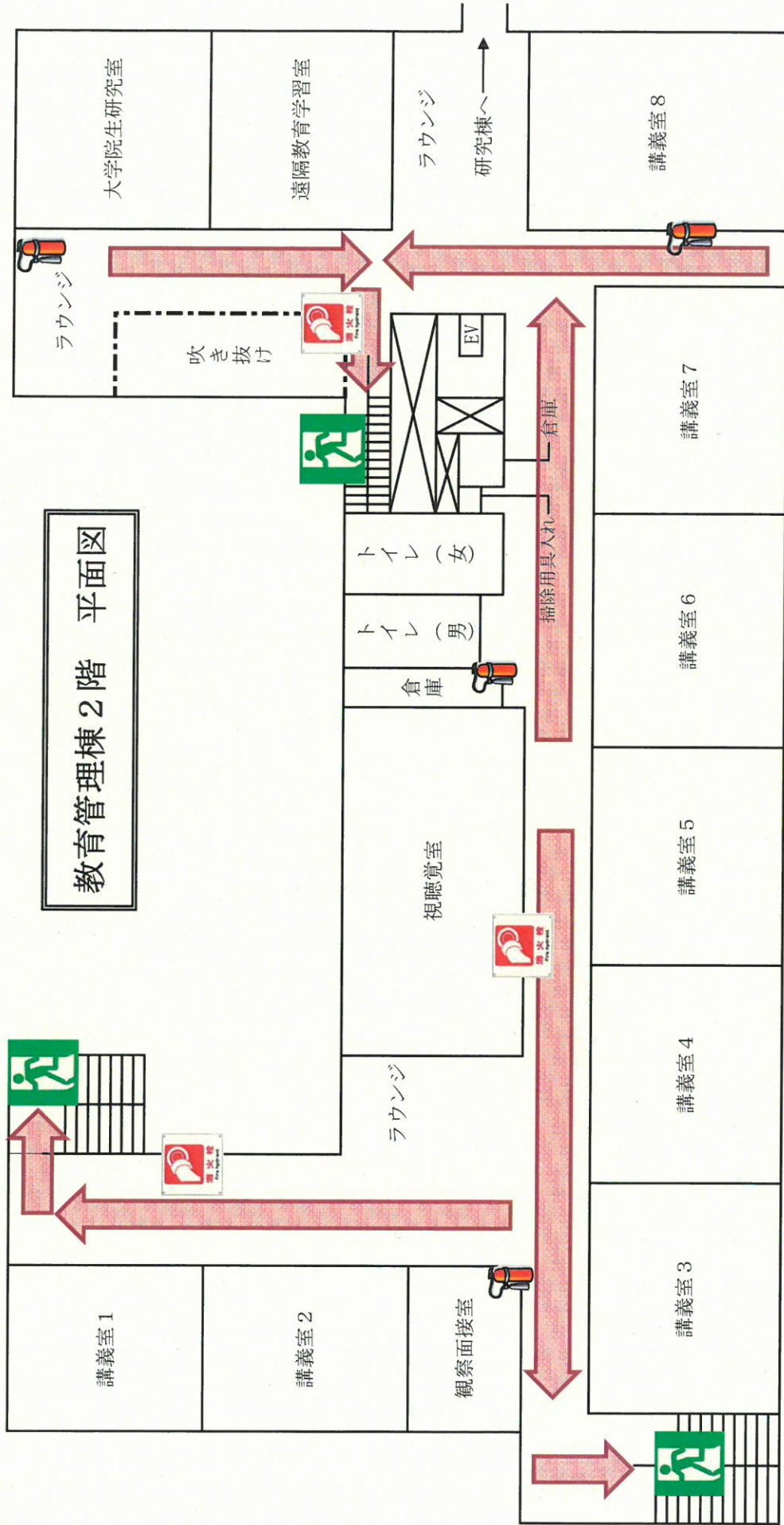
※()はメールアドレス@の前の部分

避難経路



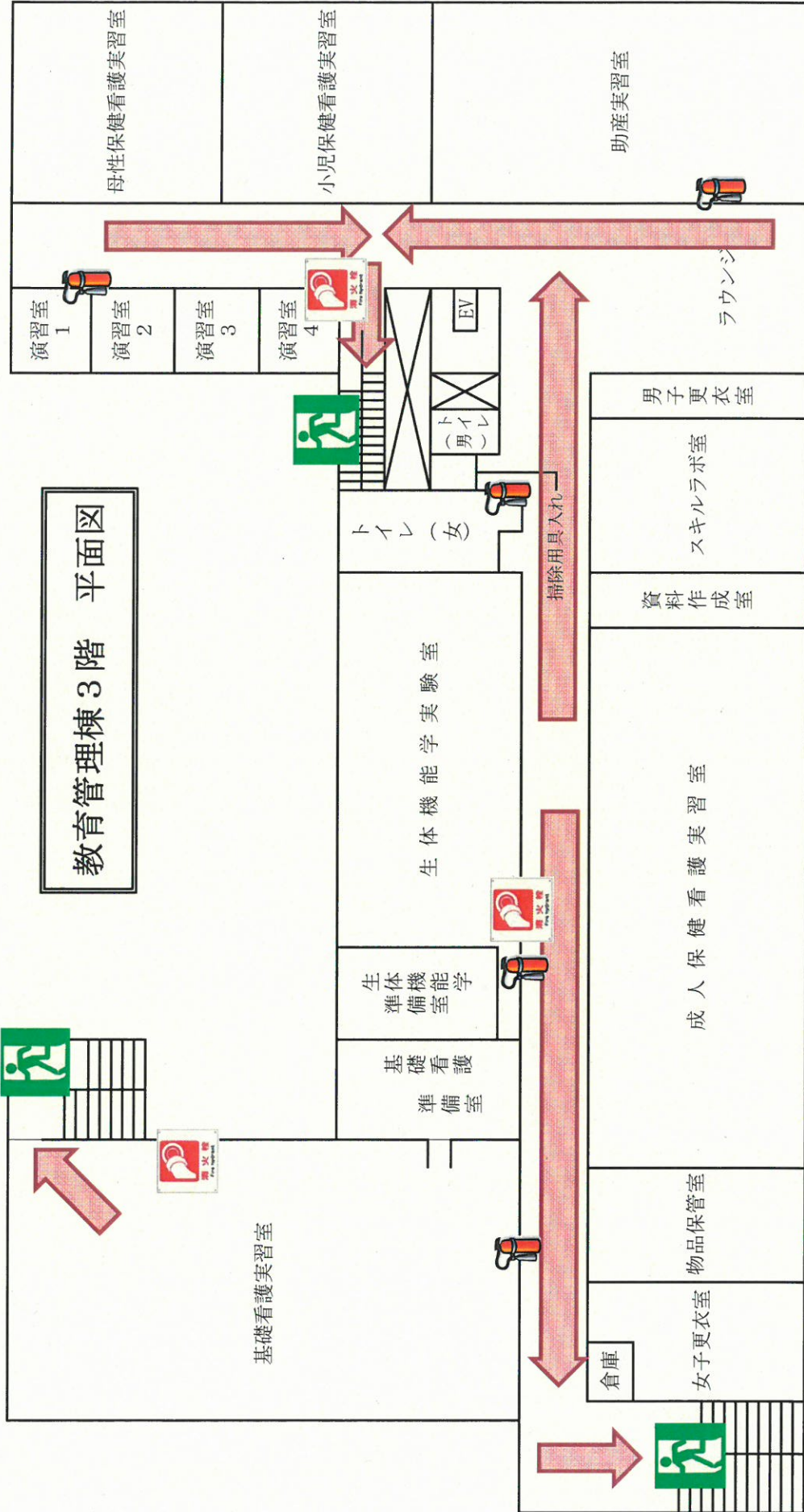
※消火栓には消火器が併設されています。

避難経路



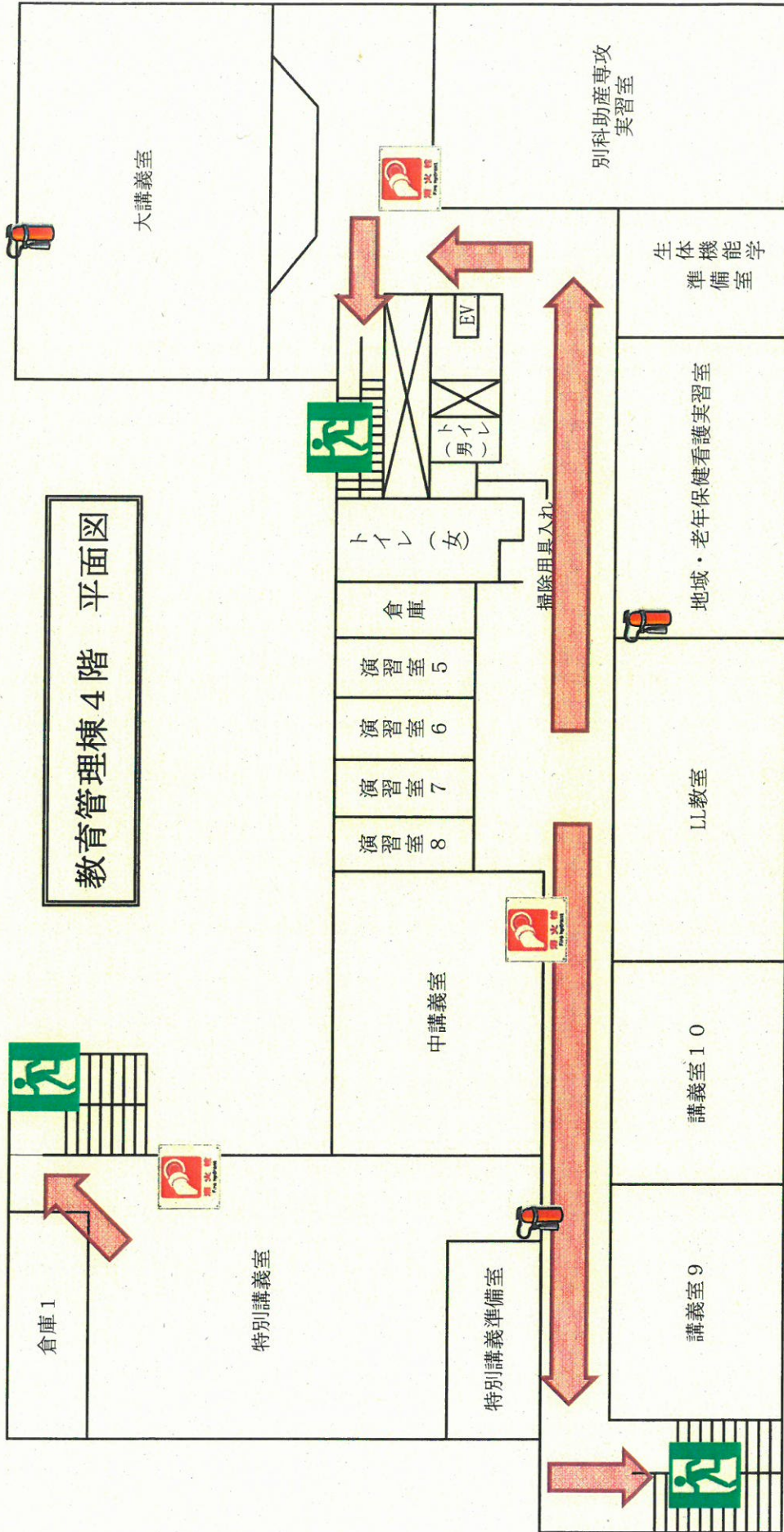
※消火栓には消火器が併設されています。

避難経路



※消火栓には消火器が併設されています。

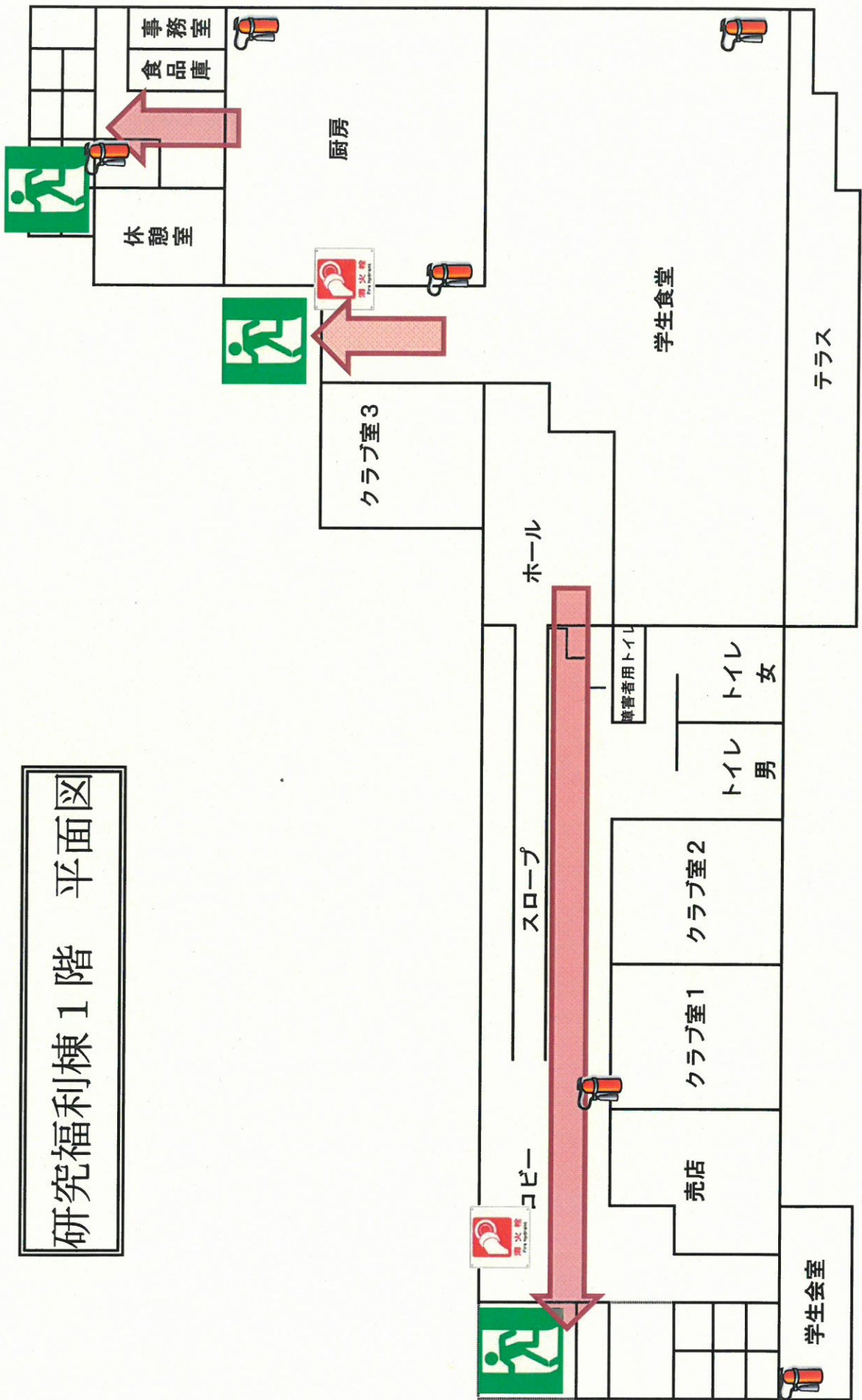
避難経路



※消火栓には消火器が併設されています。

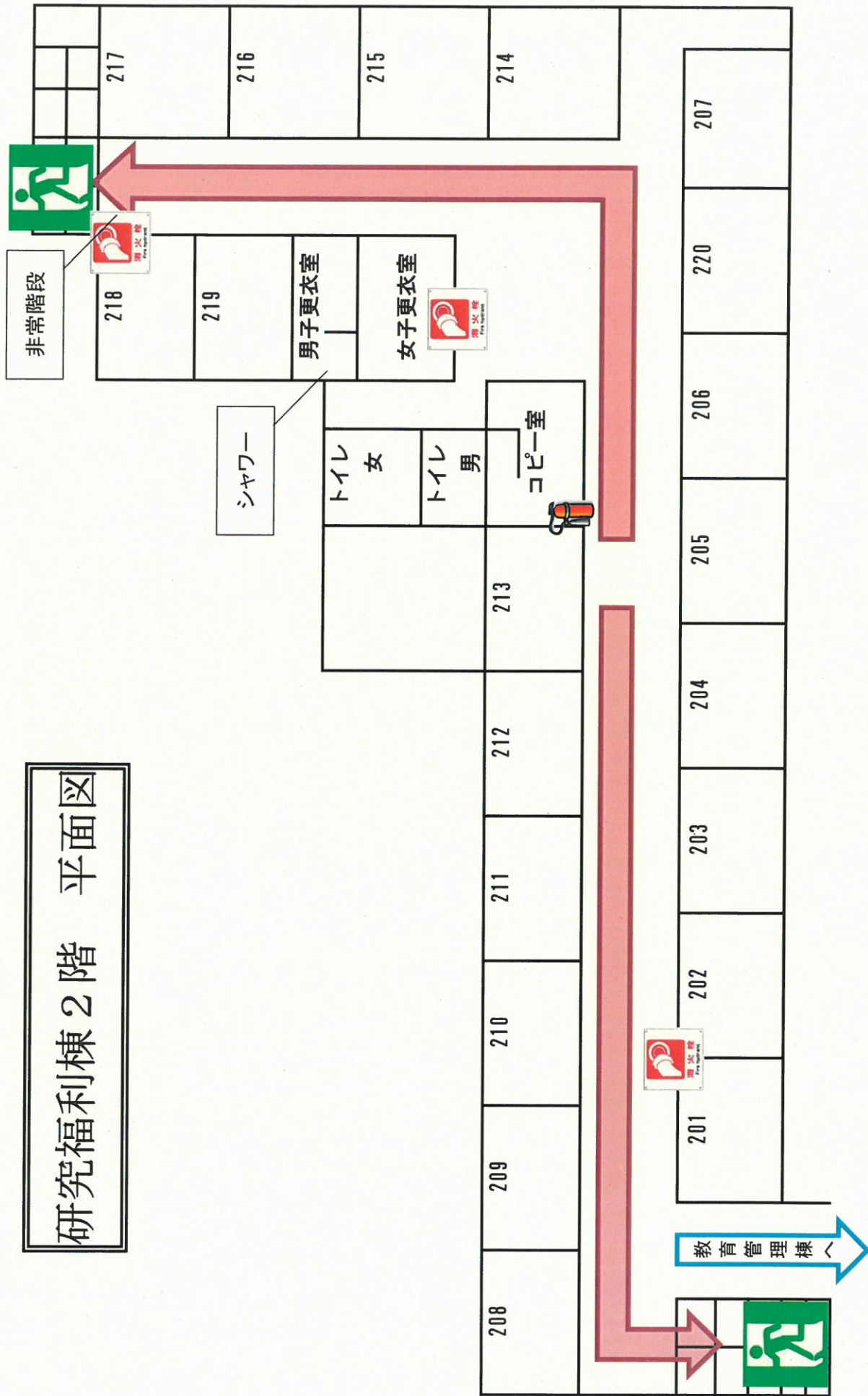
避難経路

研究福利棟 1階 平面図



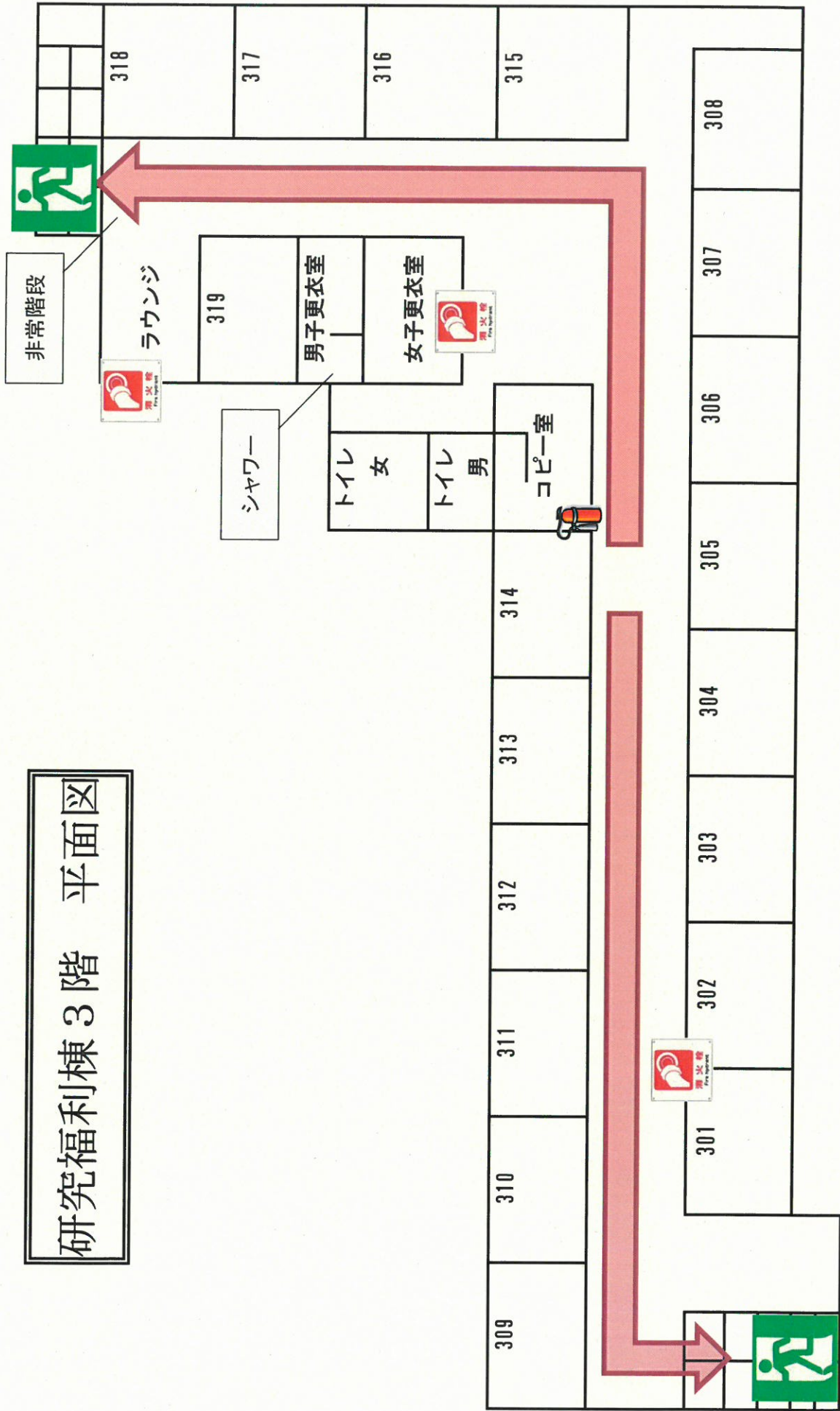
避難経路

研究福利棟 2階 平面図



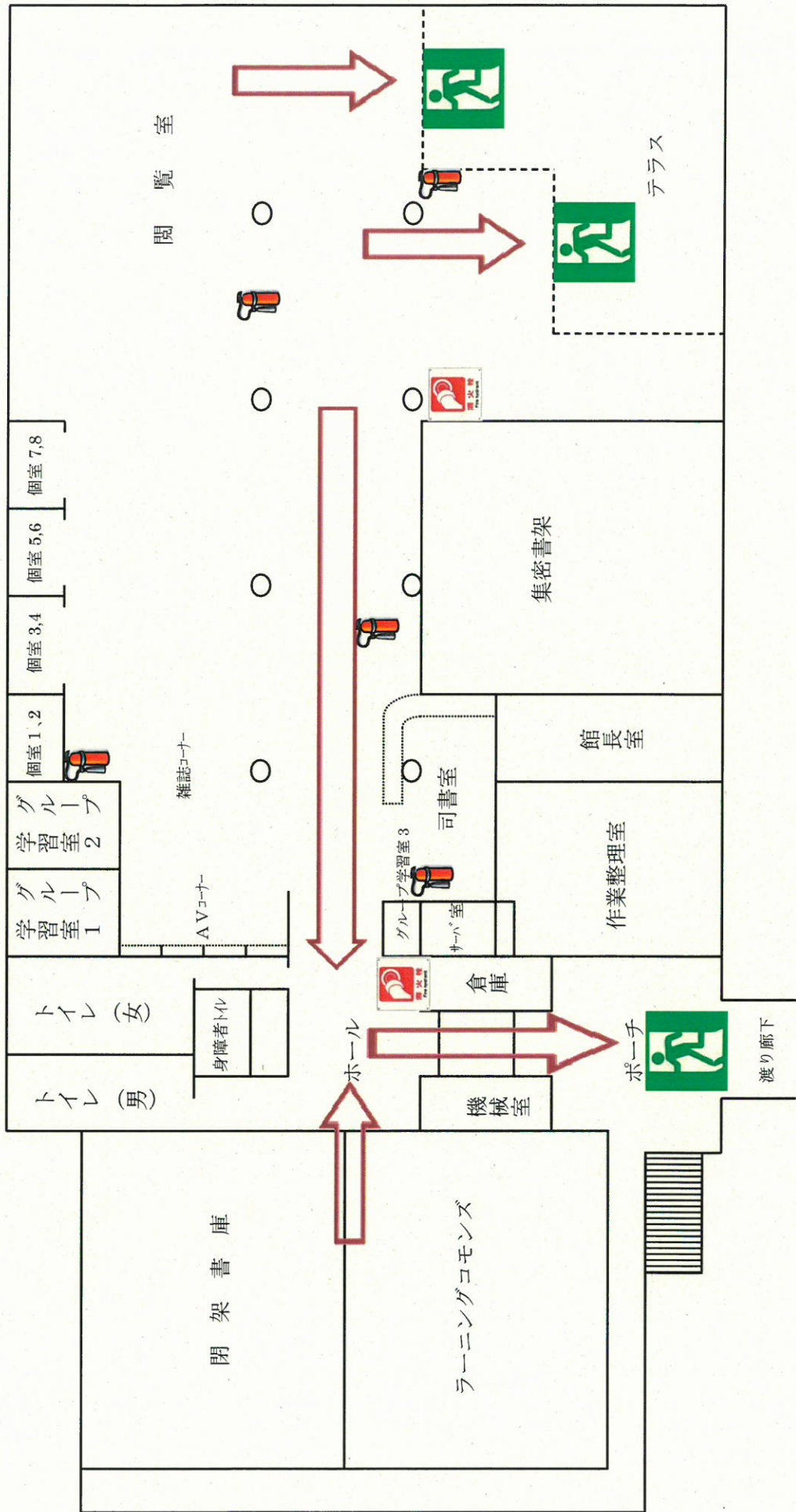
避難経路

研究福利棟3階 平面図



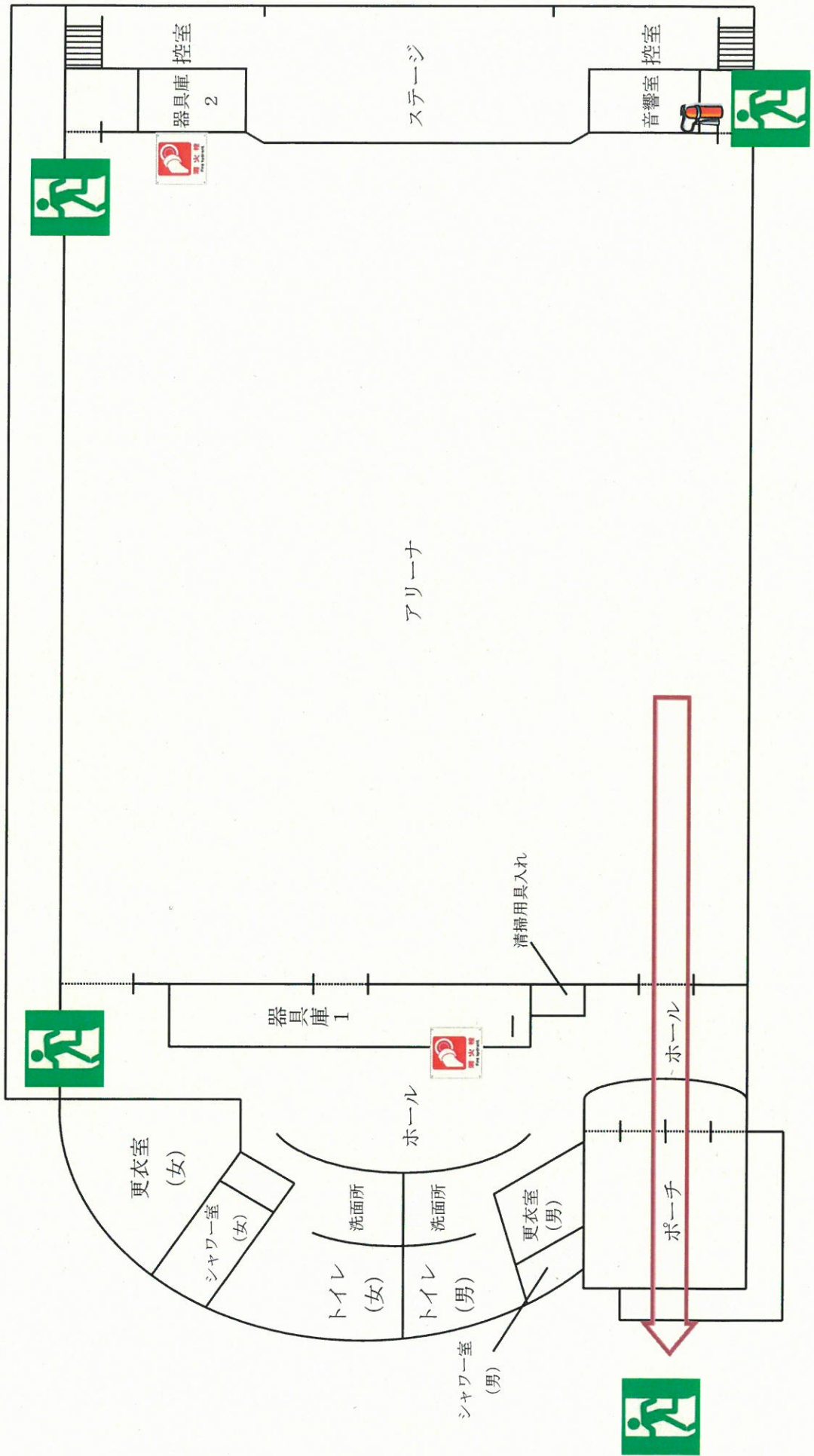
避難経路

附属図書館



避難経路

体育館1階 平面図



沖縄県立看護大学消防計画

第1 目的及び適用範囲

- 1 目的
防火管理について必要事項を定め、火災、地震、その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図る。
- 2 適用範囲
この計画は、沖縄県立看護大学に勤務する者、学生及び出入りするすべての者に適用する。

第2 管理権原者及び防火管理者の業務と権限

- 1 管理権原者
管理権原者は、沖縄県立看護大学の防火管理業務についてすべての責任を持つ。
- 2 防火管理者
防火管理者は、この計画の作成・実行についてすべての権限をもって次の業務を行う。
 - (1) 消防計画の作成(変更)
 - (2) 消火、通報、避難誘導などの訓練の実施
 - (3) 火災予防上の自主検査の実施と監督

対 象	箇 所
建 物	基礎部、外壁、内装、天井、屋外階段、階段、避難口、体育館、図書館
防火設備	防火戸、シャッター
電気設備	変電室、分電盤
火気設備器具	給湯設備
消防用設備等	消火器具、屋内消火栓設備、泡消火設備、自動火災報知設備、非常警報器具・設備、誘導灯・誘導標識、防排煙防御設備、非常電源

- (4) 消防用設備等の法定点検・整備及び立会い
- (5) 沖縄県立看護大学に勤務する全教職員等に対する防災教育の実施

第3 消防機関との連絡等

1 消防機関への報告、連絡事項

種 別	届出等の時期	届出者等
防火管理者選任(解任)届出	防火管理者を定めたとき又はこれを解任したとき	管理権原者
消防計画作成(変更)届出	ア 管理権原者又は防火管理者の変更 イ 自衛消防組織の大幅な変更 ウ 用途の変更、増築、改築、模様替えによる消防用設備等の点検・整備、避難施設の維持管理及び防火上の構造の維持管理に関する事項の変更 エ 防火管理業務の一部委託に関する事項の変更	防火管理者
訓練実施の通報	自衛消防訓練を実施するとき	防火管理者
消防用設備等点検結果報告	3年に1回(総合点検終了後消防用設備等点検結果報告書)	防火管理者の確認後報告する。

- 2 防火管理維持台帳の作成、整備及び保管
管理権原者は、消防機関へ報告した書類及び防火管理業務に必要な書類等を本計画とともに取りまとめて防火管理維持台帳を作成・整備し、保管する。

第4 火災予防上の点検・検査

- 1 日常の火災予防
 - (1) 防火管理者、防火担当責任者、火元責任者が行う日常の任務は、別表1のとおりとする。
 - (2) 別表1は職員等に配付し、事務室、休憩室など見やすい場所に掲示する。

2 自主的検査・点検

(1) 火災予防上の自主検査

ア 日常的火災予防は、就業時間内の随時検査を各担当区域の火元責任者が行い、就業時間外の定時検査を警備管理業務の委託先に行わせる。

イ 定期的火災予防は、別表2に基づき各担当区域の火元責任者が点検することとし、実施時期は上半期と下半期の年2回とする。

ウ 防火管理者は、定期的に自主検査の実施状況を確認する。

(2) 消防用設備等の自主点検

ア 自主点検は、別表3に基づき、防火担当責任者が点検する。

イ 実施時期は、上半期と下半期の年2回とする。

3 消防用設備等の法定点検

(1) 消防用設備等の点検は、消防設備協会登録業者に委託して行う。

(2) 防火管理者は、防火対象物及び消防用設備等の点検実施時に立ち会う。

4 報告等

(1) 自主検査、自主点検及び法定点検の実施者は、定期的に防火管理者に報告する。

(2) 防火管理者は、報告された内容で不備・欠陥部分がある場合は、管理権原者に報告し改修する。

第5 厳守事項

1 職員等が守るべき事項

(1) 避難施設及び防火設備

ア 廊下、階段、通路には物品(椅子、ダンボール等)や障害となるものを置かない。

イ 階段等への出入口に設けられている扉の開閉を妨げるような物品は、直ちに除去する。

ウ 担当階の非常口等のマスターキーの管理について常に確認する。

(2) 火気管理等

ア 火気管理について常に注意し、火気設備器具の自主検査を行う。

イ 大学敷地内禁煙を厳守し、学外者への周知を徹底する。

ウ 火気設備器具は、使用する前後に点検を行い、安全を確認する。

エ 燃焼器具等を使用する場合は、周囲を整理整頓するとともに、可燃物に接近して使用しない。

(3) 防火管理者への連絡、承認事項

ア 指定された場所以外で、臨時的に火気を使用するとき

イ 各種火気設備器具を新設又は増設するとき

ウ 危険物等を使用するとき

(4) 放火防止対策

ア 死角となる廊下、階段室、トイレ等に可燃物を置かない。

イ 物置、空室、雑品倉庫等の施錠を行う。

ウ トイレ、洗面所を定期的に巡視する。

エ 火元責任者又は最終帰宅者による火気及び施錠を確認する。

オ 警備員による巡回は、定期的又は必要に応じて行う。

2 防火管理者等が守るべき事項

(1) 収容人員の管理

施設の使用状況等を把握し、職員等に周知する。

(2) 火気の使用制限

ア 防火管理者は、火気設備器具の使用禁止場所及び使用場所及び危険物の貯蔵又は取扱い場所を指定するとともに、工事等の火気使用を禁止又は制限する

(3) その他

- ア 防火戸の閉鎖範囲や閉鎖位置を床面などに明示する。
- イ 避難経路図を各棟の1階出入口付近、各階段及び廊下の付近、休憩室、守衛室等に掲出する。

第6 自衛消防組織等

1 組織の編成

自衛消防組織の編成は、別表4のとおりとし、見やすいところに掲示する。

2 自衛消防活動

消火・通報・避難誘導等の担当者は、下記に示す基準により行動する。

(1) 通報・連絡

- ア 火災が発生したときには、119番通報し、事務室へ通報するとともに、周囲の者に連絡する。
- イ 事務職員は、消防機関へ通報するとともに放送設備により出火場所や消火・避難誘導などを指示する。
- ウ ぼやで消えた場合であっても、消防機関へ通報する。
- エ 管理権原者、防火管理者が不在のときは緊急連絡一覧表により管理権原者、防火管理者へ連絡する。
- オ 放送文は別記2に定めるものとし、放送設備の付近に常備する。
- カ 自動火災報知設備の受信機に火災表示を認めたときは、勤務者は消火器、マスターキー、携帯電話等を持って現場に急行し、非常用電話等により受信機設置場所に連絡する。
- キ 受信機設置場所の勤務員は、現場から火災の連絡があった場合は、直ちに消防機関(119番)へ通報し、火災状況によっては、非常放送設備により必要な事項を放送する。

(2) 初期消火

- ア 初期消火担当は、出火場所に急行し、近くにある消火設備を用いて積極的に初期消火活動を行う。

(3) 避難誘導

- ア 避難誘導担当は、避難経路図に基づいて、避難誘導する。
- イ 放送設備等を使用して落ち着いて行動するよう誘導する。
- ウ 避難方向がわかりにくいときは、曲がり角などに誘導員が立って、誘導する。
- エ 避難誘導担当は、負傷者及び逃げ遅れた者の確認を行い、自衛消防隊長に報告する。
- オ エレベーターによる避難は、原則として禁止する。

(4) 安全防護

- ア 逃げ遅れた者がいないことを確認した後、防火戸を閉鎖する。
- イ 空調設備と常用エレベーターの運転は、中止する。

(5) 応急救護

- ア 応急救護担当は、負傷者の応急手当を行い、救急隊と連絡を密にして、負傷者を速やかに運ぶ。
- イ 応急救護担当は、負傷者の氏名、負傷程度など必要事項を記録する。
- ウ 原則として、中庭に救護所を設置する。

(6) 救出、救護

応急救護担当は、地震時において前(5)の任務のほか、次の活動を行う。

- ア 倒壊現場付近では、消火器、水バケツ等を用意し、不測の事態に備える。
- イ 救出は、人命の危険が切迫している者を優先し、多数の要救助者がいる場合は、救出作業が容易な人を優先する。

3 自衛消防隊の活動範囲

- (1) 自衛消防隊の活動範囲は、当該事業所の管理範囲内とする。
- (2) 近接する建物等からの火災で延焼を阻止する必要がある場合は、設置されている消防用設備等を有効に活用できる範囲で、自衛消防隊長の判断に基づき活動する。

第7 休日、夜間の防火管理体制

1 休日、夜間における自衛消防活動

(1) 休日、夜間の防火管理体制

休日、夜間における自衛消防活動は、建物内にいる者全員で次の初動措置を行う。

ア 通報連絡

火災が発生したときは、消防機関への通報し、他の勤務者に報告するとともに、緊急連絡一覧表により関係者へ連絡する。

イ 初期消火

消火器、屋内消火栓設備を有効に活用し適切な初期消火を行うとともに防火戸などを閉鎖する。

ウ 避難誘導

来学者がある場合は、非常放送設備等を使用して火災を知らせ、避難方向等を指示する。

エ 消防隊への情報提供等

消防隊に対し、火災発見の状況、延焼状況等の情報及び資料等を提供し、出火場所への誘導を行う。

第8 地震対策

1 日常の地震対策

(1) 地震対策実施責任者は、沖縄県立看護大学学長とする。

(2) 地震時の災害を予防するため、ロッカー、自動販売機等の転倒防止措置、窓ガラスの飛散防止措置及び看板等の落下防止措置、火気設備器具等からの出火防止措置等を行う。

(3) 地震時の非常用物品等を確保し、有事に備えるとともに、定期に点検整備を実施する。

(4) 広域避難場所等については、那覇市地域防災計画に準ずる。

備蓄品目	備蓄場所
1 飲料水	貯水タンク
2 医薬品	保健室
3 懐中電灯及び携帯ラジオ	事務室、守衛室
4 携帯用拡声器	事務室

2 地震後の安全措置

(1) 地震発生直後、教職員は元栓・器具栓を閉止又は電源を遮断し各火元責任者は状況を確認する。

(2) 出火状況及びけが人の発生状況を確認する。

(3) 地震動終了後、防火担当責任者等は、建物、火気設備器具等を点検・検査し、異常が認められた場合は応急措置を行う。

(4) 各設備器具は、安全を確認した後に使用する。

(5) 避難通路の確保を行う。

(6) 防火管理者は、被害の状況を防火担当責任者に報告させ、把握する。

3 地震時の活動

(1) 情報収集等

通報連絡担当は、テレビ、ラジオなどにより情報を収集し、必要な情報を学内の学生、来学者等に知らせる。

(2) 救出、救護

ア 救出、救護活動にあたっては、応急救護班を中心とし、他の自衛消防隊員も活用して実施する。

イ 負傷者が発生した場合は、応急手当を行い、緊急を要するときは、救護所、医療機関に搬送する。

(3) 避難誘導等

ア 各避難誘導担当は、学生、来学者等の混乱防止に努め、次のことを行う。

(7) 自衛消防隊長から避難命令があるまで、転倒落下に注意しながら安全な場所で待機させる。

- (イ) 学生等を広域避難場所に誘導するときは、順路、道路状況、地域の被害状況について、説明する。
 - (ウ) 避難は、防災関係機関の避難命令又は自衛消防隊長の命令により行う。
 - (エ) 避難誘導は、先頭と最後尾に教職員等を配置して行う。
 - (オ) 避難には、車両等は使用せず全員徒歩とする。
 - (カ) 避難は一時中庭に集合し、人員確認後、避難する。
- イ 各安全防護担当は、避難通路に落下、倒壊した物品などで避難上支障となるものを除去する。

4 警戒宣言が発せられた場合の対応措置

警戒宣言が発せられた場合、自衛消防隊は別表4に定める任務を行う。

(1) 警戒宣言が発せられた場合における運営方針

授業は中止し、学生等が混乱しないで避難できるようにする。

(2) 地震による被害の防止措置

ア 地震により火災発生のおそれのある火気設備器具は、原則として使用を中止する。

イ 被害防止措置の内容

(ア) 窓ガラス等の破損・散乱防止、照明器具、ロッカー、書棚、OA機器、物品などの転倒・落下防止措置、避難通路の確保、非常口の開放等

第9 防災教育

1 防災教育の実施時期等

防災教育の実施時期・実施者・実施対象者・実施回数は、次表のとおりとする。

対象者	実施時期	実施回数	実施者		
			防火管理者	防火担当責任者	火元責任者
新採用教職員	採用時	採用時	○		
教職員	上半期と下半期	年2回	○		
	会議時	必要の都度	○	○	○
臨時職員	採用時等	採用時その他必要の都度			○
	会議時	必要の都度	○	○	○
学生	入学時	必要の都度			○

2 自衛消防隊員等の育成

(1) 自衛消防組織

管理権原者は、円滑に自衛消防活動を行うため、自衛消防組織を整備し、自衛消防隊員を育成する。

3 防災教育の内容及び実施方法

(1) 防災教育の内容は実施者の任務分担を定め、概ね次の項目について教育する。

ア 消防計画について

(ア) 全教職員及び在学生在が守るべき事項及び火災発生時の対応及び地震時の対応について

イ その他火災予防上必要な事項

防火管理マニュアルの徹底に関すること。

(2) 防災教育の実施方法

ア 新採用、人事異動等採用時及び教職員連絡会議の開催に合わせて実施する。

第10 訓練

1 防火管理者は、定期的に防災訓練を行う。

(1) 訓練の種別・実施時期は、次表のとおりとする。

訓練の種別	実施時期	備考
火災総合訓練	4月～8月	・別記1により、実施する。 ・総合訓練は、大規模地震を想定した訓練も合わせ実施する。
	10月～11月	

- (2) 訓練の実施時期に合わせ、総合訓練を年1回以上実施するものとする。
- (3) 防火管理者は、訓練指導者を指定して、訓練の実施にあたらせる。
- (4) 訓練の参加者は、自衛消防隊員、教職員及び学生とする。
- (5) 防火管理者は、訓練の実施にあたり、自衛消防訓練実施届出書を消防機関へ届出る。

2 訓練時の安全対策

(1) 訓練実施前

ア 訓練に使用する施設、資機材及び設備等は、必ず事前に点検を実施する。

(2) 訓練実施時

ア 使用資機材及び訓練施設等に異常を認めた場合は、直ちに訓練を中止し、必要な措置等を講じる。

- (3) 訓練終了後は、使用資機材収納時に手袋・保安帽を着装させるなど十分に安全を確保させる。

3 訓練の実施結果

- (1) 防火管理者は、自衛消防訓練終了後、訓練内容を総括し、検討結果を別表5に記録する。

別表1

日常の火災予防の担当と日常の注意事項

防火管理者職名		総務課長			
担当地域	職名		担当地域	職名	
	防火担当責任者	火元責任者		防火担当責任者	火元責任者
教育棟1F	総務課長	総務課員	研究棟1F	総務課長	学食店長 総務課員(学食除く)
" 2F	学務課長	"	" 2F	"	各教員
" 3F	学部長	"	" 3F	"	"
" 4F	学生部長	"	" B1	"	総務課員
" B1	総務課長	"	体育館	学務課長	担当教員
図書館	図書館長	図書館員			
担当者の任務					
防火管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・当該施設の防火管理業務統括の責任者 ・防火担当責任者と火元責任者に対する指導監督 				
防火担当責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・担当地域の火災予防責任と火元責任者への指導監督 ・防火管理者の補佐 				
火元責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・担当地域の火災予防点検と防火管理者への報告 				
教職員等への注意事項					
<ol style="list-style-type: none"> 1 消火器、屋内消火栓等が設置してある場所や階段、通路、出入口などの周辺に物品を置かない。 2 防火戸の付近に閉鎖の障害となる物品を置かない。 3 火気設備器具の周辺はよく整理し、燃える物を接して置かない。 4 休憩室、事務室等から最後に退出する者は、必ず火元を確認する。 5 死角となる廊下、階段、トイレ等に燃える物を置かない。 6 危険物品等を使用するときは防火管理者の承認を得る。 7 異常事態が発生したときは、必ず防火管理者に報告する。 8 異常事態が発生したときは、必ず防火管理者に報告する。 9 建物内外を整理整頓し、ごみや段ボール箱など燃えやすいものは決められた時間以外は外に出さない。 10 電気、ガス等の火気設備器具のスイッチを切り、各室の安全を確かめた後に施錠する。 11 火元責任者は責任を持って担当地域の火気の状態を管理する。 12 その他 <ul style="list-style-type: none"> ○ シンナーや塗料等、火災予防上危険な物品は持ち込ませない。 ○ 揚げ物等の調理を行っている場合、調理者は絶対に持ち場を離れない。 					

5 台風来襲による事故発生防止のための措置について

昭和54年10月17日 総人第926号総務部長通知

このことについては、すでに昭和48年8月27日付け総人第545号で通知したところであるが、台風の襲来による事故発生の防止のための特別休暇は、業務又は事業の全部又は一部の停止措置を前提として付与されるものであるにもかかわらず、その主旨が十分徹底されてなく、また、当該特別休暇の付与の時期等、その運用について適正を欠いているところがあり、今後その取扱いを下記のとおり定めたので通知します。

なお、昭和48年8月27日付け総人第545号「暴風雨時における職員の執務について（通知）」は廃止します。

記

(業務等の停止措置)

1. 所属長は、暴風雨波浪警報が発令され、台風の来襲による事故発生が予想される場合、事故発生防止のため、所轄機関の業務又は事業の全部又は一部を停止するものとする。

この場合、業務当の停止時期については、沖縄本島区域は総務部長、宮古、八重山区域にあたっては支庁長の指示を受けるものとする。

総務部長及び支庁長は前記の指示にあたっては、次の基準によるものとする。

- (1) 台風の勢力、進路、速度等を勘案し、当該区域が3時間以内に暴風雨域に入ることが予想されるとき。
 - (2) 当該区域においてバスの運行が停止又は停止することが明らかなきとき。
- ただし、交替制勤務を実施している部署等において総務部長又は支庁長の指示を受けることが困難な場合は、当該部署の所属長において前記基準に基づき所轄機関の業務等を停止するものとする。

(業務等の再開措置)

2. 所属長は、台風の来襲による事故発生のおそれなくなったと判断した場合は、停止した業務等を速やかに再開するものとする。

この場合、沖縄本島区域は総務部長、宮古、八重山区域は支庁長の指示を受けるものとする。

総務部長又は支庁長は、前記の指示にあたっては次の基準によるものとする。

- (1) 当該区域が暴風雨域外となったとき。
- (2) 当該区域においてバスの運行が再開されたとき。

ただし、交替制勤務を実施している部署等において総務部長又は支庁長の指示を受けることが困難な場合は、当該部署の所属長において前記基準に基づき停止した業務等を再開するものとする。

なお、業務等の再開時間が勤務時間終了前3時間以内になる場合にあっては、業務等を再開しなくてよいものとする。

(特別休暇の付与)

3. 所属長は、業務等の停止措置をした場合、特に勤務を命じた職員以外の職員に対し、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第16条第5号の規定により特別休暇を付与するものとする。

(職員の責務)

1. 職員は、暴風雨波浪警報が発令された場合であっても直ちに特別休暇が付与されるものというものではないことを留意するとともに、業務等の停止措置がなされたか否かを所属長に確認しその指示に従うものとする。ただし、業務等が停止されたことが明らかなきときはこの限りでない。

(特例)

2. 所属長は、所轄機関の業務及び勤務形態上、本通知によることが適当でないと判断する場合は、総務部長と別途協議するものとする。